

土高発第 796 号  
令和2年11月30日

各土浦市指定介護保険サービス事業所  
管理者 殿

土浦市保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

### 新型コロナウイルス感染症対応のお願いについて

日頃より、介護保険事業に格段の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なるご協力・ご尽力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大している中、茨城県内におきましても県南部を中心で感染が続いていること、高齢者福祉施設や障害者福祉施設等においてクラスター(集団感染)の発生が確認されております。

このような状況を踏まえ、茨城県においては、今月、クラスター対策班(※1)を設置し、クラスターが発生した施設へ派遣するとともに、12月1日から土浦市内の福祉施設(※2)従事者を対象に抗原検査を実施することとしております。さらに、11月28日から12月13日までの16日間、感染拡大市町村(※3)にお住いの方に対し、不要不急の外出について自粛をお願いしたところです。

つきましては、感染拡大を防ぐため、下記についてご留意いただきますよう、改めてお願いいたします。

#### 記

○県が作成した「新型コロナウイルス感染対策マニュアル(高齢者・障害者福祉施設)」や国から示されている「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」等を踏まえ、感染防止対策の徹底をお願いします。

○面会については、感染防止という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域の発生状況等を踏まえ、オンライン面会等の対応をお願いします。

○概ね70代以上の方、基礎疾患がある方など重症化のリスクが高い方は、不要不急の外出自粛をお願いしますとともに、必要な外出をする場合は、適切な感染症対策をお願いします。

○外出の際は、「いばらきアマビエちゃん」が提示されている施設・店舗等の利用・登録をお願いします。(国の接触確認アプリ「COCOA」との併用を推奨)

### ※1 クラスター対策班

構成員：県内の感染症専門医師、感染管理認定看護師等

活動内容：クラスター発生施設における感染防御指導、施設内のゾーニング・動線確保、検査体制の構築支援等

保健所の判断により、クラスター対策班が、クラスターが発生した施設に派遣されます。

### ※2 福祉施設

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者（児）入所施設

### ※3 感染拡大市町村

土浦市、つくば市、つくばみらい市、牛久市、取手市、境町、阿見町、かすみがうら市の8市町

＜お問い合わせ先＞

土浦市保健福祉部高齢福祉課介護管理係

担当：高橋

電話：029-826-1111（内線 2462）

E-mail：kourei@city.tsuchiura.lg.jp